

国近整猪調第 号
平成 16 年 5 月 26 日

川西市長 様

近畿地方整備局
猪名川河川事務所長

「淀川水系河川整備計画基礎原案」について（回答）

小満の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「淀川水系河川整備計画基礎原案」について、淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

狭窄部上流の浸水被害に対しては、下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の軽減対策を検討します。長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等の実施が必要ですが、当面の被害軽減処置としては、既設ダムの治水強化、並びに流域内貯留施設の整備を検討します。また、狭窄部の開削については、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うものとしています。なお、上下游の整合については、それぞれの河川管理者と調整いたします。

直轄管理区間については、平成11年8月の河川審議会答申等を踏まえ、河川管理に関する国と地方の適切な役割分担の観点から、平成16年3月(国土交通省令第十五号)に一級水系の指定の基準及び一級河川の指定区間の基準法令化がなされたところ。個別区間の取り扱いについては、これに基づき、さらに財政状況等も含めて検討することになります。

出在家地区周辺の直轄区間は、河道整備が概成しています。

「流水の阻害状況等を検討した上で、河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。なお、実施に当たっては、住民・住民団体の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。」としています。